

青森県報

第千八百八十九号

平成十三年六月二十九日(金曜日)

目次

告示

○二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の
期日等……………(市) 興町 課 …… 一

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高) 齢福 祉 課 …… 二

○介護保険法による介護療養型医療施設の指定……………() 同 …… 二

○公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(整) 港 漁 場 課 …… 二

○右 同……………() 同 …… 三

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(文) 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課 …… 三

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経) 営 振 興 課 …… 四

○土地改良区の定款変更の認可……………(農) 村 整 備 課 …… 四

○県営土地改良事業計画の決定……………() 同 …… 四

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(中) 地 方 農 林 水 産 事 務 所 …… 五

○右 同……………(三) 地 方 農 林 水 産 事 務 所 …… 五

○右 同……………(下) 地 方 農 林 水 産 事 務 所 …… 六

教育委員会

○県文化財の指定……………(文) 化 財 課 …… 六

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改
正……………(事) 務 局 …… 六

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生) 活 安 全 企 画 課 …… 七

収用委員会

○公示通知……………(監) 理 課 …… 七

告 示

青森県告示第四百五号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空
自衛官の平成十三年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項

(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

募集期間	平成十三年七月一日から同年九月三十日まで
試験期日	開始時刻
試験	位 置 名 称
募集期間中随時(受付後に通知)	青森市大字浪館字近野四五 陸上自衛隊青森駐屯地

青森県告示第四百六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
株式会社ライフセイバーコーポレーション	青森市大字滝沢一丁目一四の四	痴呆対応型共同生活介護	グループホームミント花園	青森市花園一丁目一四の四	平成一三・六・二八	

青森県告示第四百七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第三号の規定により、

次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第一百五十一条第一号の規定により公示する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

名称	開設の場所	指定年月日
三上医院	むつ市柳町一丁目八の二一	平成一三・六・二四

青森県告示第四百八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十一年五月六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年六月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

- 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 - 1 認可を受けた者の住所及び名称
 - 下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇
 - 佐井村
 - 2 代表者の住所及び氏名
 - 下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇
 - 佐井村長 太田 健一
- 二 埋立区域
 - 1 位置
 - 下北郡佐井村大字佐井字黒岩三九番八から八〇番一に至る間の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 下北郡佐井村大字佐井字中道地内に設置された「四等三角点和尚山」(北緯四一度二六分二秒、東経一四〇度五二分四五秒) から二四二二度二八分一三秒八三七・一八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二〇〇度二七分三三秒二五・二五六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二〇五度二五分五三秒二一・八一〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二一九度五〇分三九秒八・五三八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二三七度〇三分〇五秒五・九三七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二四九度一九分五〇秒三・四八七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三四四度四七分〇三秒三四・三八六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から七八度四七分三六秒九・〇四〇メートルの地点

3 面積

九五四・七七平方メートル

青森県告示第四百九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十年一月五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年六月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村

2 代表者の住所及び氏名

二 埋立区域

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇
佐井村長 太田 健一

1 位置

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平七九番一に隣接する国有林の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 下北郡佐井村大字長後字福浦国家三角点、三等八柄間北緯四一度一分三・〇六五秒、東経一四〇度四八分三七・〇〇秒から三五八度一分二九秒九三九・四五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二七二度一〇分二九秒一一・八六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二六八度〇五分二七秒一九・五一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二五二度一六分三六秒二〇・三七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七七度二分五五秒二〇・六七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二八五度一八分〇三秒四三・九六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二五四度〇分三三秒三〇・二八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一七一度四〇分〇秒三一・二六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から八一度四〇分〇秒一一・〇〇メートルの地点

3 面積

三、〇一四・四四平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

- 一 申請のあった年月日
平成十三年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもりエヌピーオーサポートセンター
- 三 代表者の氏名
有谷昭男
- 四 主たる事務所の所在地
青森市桂木三丁目一の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づき自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
八戸ニュータウン・ショッピングセンター
八戸市大字田面木字長者森六八の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社八戸タウンセンター
八戸市大字田面木字長者森六八の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年六月二十九日から同年七月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成十三年六月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、から堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月二十九日

青森県知事 木村守男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年七月二日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十一年災農地災害復旧事業 一六一一	弘前市	平成三・九・三
十一年災農地災害復旧事業 一六一〇	〃	〃
十一年災農地災害復旧事業 一九一一	相馬村	二・三・六・七
十一年災農地災害復旧事業 一七一一〇二	黒石市	二・三・一〇・六
十二年災農地災害復旧事業 一七一〇	〃	一・三・五・五
〃 一七一〇	〃	〃
〃 一七一三	〃	一・三・五・三
〃 一七一四	〃	一・三・五・三
〃 一七一六	〃	〃
十二年災農地災害復旧事業 一七一〇三	〃	一・三・五・三

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

三戸地方農林水産事務所長 由 良 武

〃	一七一〇四	〃	一・三・五・三
〃	一七一〇九	〃	二・三・三・八
〃	二二一〇二	大鰐町	一・三・三・九
〃	二二一〇三	〃	〃
〃	二二一〇四	〃	一・三・三・三
〃	二二一〇五	〃	〃

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農地災害復旧事業 五八一三	三戸町	平成三・五・五
〃 五八一四	〃	一・三・五・二
〃 五八一五	〃	〃
〃 五八一六	〃	一・三・五・五
〃 五八一七	〃	〃
〃 五八一九	〃	一・三・五・二

十二	二年	災	農	業	用	施	設	災	害	復	旧	事	業	五	八	一	〇	二	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	〇	四	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	〇	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	〇	六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	〇	七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	〇	八	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	一	二	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	一	三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	一	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	三	・	五	・	一	三	・
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	三	・	五	・	二	一	三

土地改良事業の工事の完了

脇野沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年六月二十九日

下北地方農林水産事務所長 平野 隆夫

一 県営土地改良事業の名称

中山間地域農村活性化総合整備（ほ場整備）事業

二 工事完了年月日

平成十年三月三十日

教育委員会

青森県教育委員会告示第十号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県有形民俗文化財に指定する。

平成十三年六月二十九日

青森県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	旧圓子家住宅	一棟	三戸郡倉石村大字中市字中市六二番地七	倉石村
県有形民俗文化財	東通村目名不動院伝来能舞面附裂の袋	二〇面一括	下北郡東通村大字目名字大所二番地一〇五	菊池道子

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十三年六月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

表中

むつ市民体育館	〃	金谷一丁目七の二六
---------	---	-----------

むつ市民体育館	〃	金谷一丁目七の二六
---------	---	-----------

海老川コミュニティセンター

〃 大字海老川町三の一

に改める。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR必勝ガイド	株式会社サンセイアールアンドデイ
同 右	CR・新綱取物語J	株式会社平和
同 右	ファイバーもののけDX	株式会社三共
同 右	ゴーゴーアッコちゃんDX	株式会社ダイドー
同 右	ダブルチャレンジ	株式会社ロデオ
同 右	ダブルインパクト	テクノコーション株式会社
同 右	ダチョウクラブ	株式会社ダイドー

同 右	ダチョウクラブG	同 右
同 右	ビッグファイト	株式会社ユニオンマシーナリ
同 右	マジックスクエア	株式会社エマ
同 右	ブラックエンジェルズ	株式会社バルテック
同 右	タツジン	同 右

収用委員会

公示通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確認することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年六月二十九日

青森県収用委員会会長 平田由世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開催について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県収用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）

別紙 公示通知名宛人

土地の所在	氏名	住 所
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡) 竹浪たき 相続人 佐藤貞子	東京都武蔵村山市伊奈平4丁目 10番地の2 サンシャインホーム
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡) 竹浪たき 相続人 佐藤千代造	東京都東大和市清水1丁目749 番地の6 コーポ広雅101号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡) 竹浪たき 相続人 須郷晴之	東京都江戸川区東葛西6丁目16 番16号 サンハイイツ西野105
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡) 竹浪たき 相続人 須郷セイ	青森県青森市安方2丁目12番14- 510号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡) 竹浪たき 相続人 崔元子	東京都台東区西浅草3丁目27番 22号 たんぼ荘1号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡) 竹浪たき 相続人 竹浪宏子	福井県福井市渡町547番地
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡) 青山茂助 相続人 青山キヨ	青森県弘前市大字松ヶ枝一丁目 1番地の2 ソウター16号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡) 青山茂助 相続人 小林早苗	兵庫県西宮市甲陽園日之出町6 番49-303号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡) 青山茂助 相続人 青山幸正	青森県弘前市大字茂森新町一丁 目13番地1 敏マソソシヨソA-2-6
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川221	(亡) 青山茂助 相続人 青山松子	茨城県稲敷郡阿見町大字荒川沖 1854番地2 ララハイソA-206号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡) 米澤佐吉 相続人 安藤ミツ	千葉県松戸市常盤平柳町16番地 の8
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡) 米澤佐吉 相続人 徳永美穂	茨城県つくば市大字花室1462番 地7
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡) 米澤佐吉 相続人 米澤セツ	青森県青森市古川3丁目1番9 号

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭